政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成十二年十月六日

内閣総理大臣　森　喜朗

政令第四百四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十一号から第七十九号まで」を「第三十三号から第八十五号まで」に改め、第七十九号を第八十四号とし、第六十三号から第七十八号までを五号ずつ繰り下げ、第六十二号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六　とも補償・稲作経営安定対策等助成金

六十七　麦作経営安定資金等助成金のうち国内産麦民間流通移行円滑化対策費

第二条中第六十一号を第六十四号とし、第五十七号から第六十号までを三号ずつ繰り下げ、第五十六号を第五十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十九　中山間地域等直接支払交付金

第二条中第五十五号を第五十七号とし、第三十一号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十二条第一項及び第百二十六条の規定による交付金

第二条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とする。

第二条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十五条の規定による交付金

第二条に次の一号を加える。

八十五　原子力安全防災対策交付金

附則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　宮澤　喜一

内閣総理大臣　森　喜朗

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成十二年十月六日

内閣総理大臣　森　喜朗

政令第四百四十五号

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十四号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十二年十一月一日とする。

法務大臣　保岡　興治

内閣総理大臣　森　喜朗

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成十二年十月六日

内閣総理大臣　森　喜朗

政令第四百四十六号

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の施行期日は、平成十二年十一月一日とする。

法務大臣　保岡　興治

内閣総理大臣　森　喜朗

省令

○大蔵省令第七十六号

国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）、国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）、日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）、公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）、保険業法（平成七年法律第百五号）及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）を実施するため、国民生活金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成十二年十月六日

大蔵大臣　宮澤　喜一

国民生活金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

国民生活金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式を次のように改める。

別紙様式

表面

身分証明書　第　号

官職

氏名

生年月日

上記の者は、国民生活金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令に掲げる法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　月　日

大蔵省大臣官房長　印

（大蔵省大臣官房用）

裏面

1．本証は検査の際に必ず携帯すること。

2．本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

3．本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。

4．官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。

5．検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

写真

印又は刻印

（備考）　用紙は、日本工業規格B8、64×91mmとする。